# 株主各位

大阪市淀川区宮原四丁目3番29号

# 三精テクノロジーズ株式会社

良 知 昇 取締役社長執行役員

# 第 70 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出や移動 の自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討致しました 結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで、開催させてい ただく運びとなりました。

株主の皆さまにおかれましては、外出や移動の自粛が要請されている状況に鑑み、 感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使 をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、 2020年6月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権をご行使いただきますようお願 い申し上げます。

> 具 敬

記

- 2020年6月26日(金曜日)午前10時 1. 日 時
- 2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号

メルパルク大阪5階「カナーレ」

3. 目的事項

報告事項 1. 第70期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報

- 告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第70期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類 の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

> 第2号議案 取締役8名選任の件

> 第3号議案 監査役1名選任の件

- 4. 議決権の行使についてのご案内
- (1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送ください。

- (2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(4頁)の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2020年6月25日 (木曜日)午後5時15分までにご行使ください。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権 行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議 決権行使書書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効 な議決権行使としてお取扱い致します。

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 2. 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.sansei-technologies.com/) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。
- 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sansei-technologies.com/)に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染予防および拡大防止に関するお知らせ

《株主さまへのお願い》

・新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、本株主総会にご来場される株主さまは、株主総会当日までの感染状況やご自身の体調をよくお確かめの うえ、マスク着用などの感染予防に十分ご配慮ください。

なお、**本年は、お土産のご用意はございません**。何卒ご理解いただきま すようお願い申し上げます。

- ・風邪症状があるなど体調不良の方、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠 されている方などにおかれましては、株主総会当日のご来場をお控えいただきま すよう強くお願い申し上げます。
- ・株主総会当日にご来場なさらずとも議決権を行使いただきますよう、<u>書面また</u>はインターネットによる議決権の事前行使を是非ご活用ください。

《感染リスクを低減するための当社の対応》

- ・当社の運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対致します。
- ・受付前において、ご入場されるすべての株主さまに検温させていただく予定です。また、受付周辺に消毒液を設置致します。なお、発熱があると認められる株主さまは、ご入場をお控えいただく場合があります。
- ・会場内での感染リスクを低減するために、座席の間隔を広げて配席致します。 これに伴い、座席の数が例年よりも少なくなりますので、入場制限をさせていた だく場合があります。ご承知おきください。

その他にも感染予防のための措置を適宜講じる所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 《その他》

今後の状況により本株主総会の開催日時や場所、運営方法に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせ致します。

 $\verb|https://www.sansei-technologies.com/ir/press/|$ 

### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いた だきますようお願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

#### 議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード"」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。 なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

#### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は2020年6月25日(木曜日)午後5時15分までとなっておりますので、お早目の行使をお願い致します。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

#### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための 重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

監査報告書

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願い致します。
  - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま 証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてにお問い合わ せください。
  - せください。 イ. 証券会社に口座のない株主さま(特別口座をお持ちの株主さま)

∞ 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時~午後5時 土日休日を除く)

# 事 業 報 告

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済情勢は、長引く米中貿易摩擦問題や中国経済の停滞、消費税引上げ実施などから先行きに不透明感が増していたところに、新型コロナウイルス感染が急速に拡がり、世界経済は深刻な影響を受ける状況となりました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度の業績計画につきましては、 遊戯機械や舞台設備事業での大型案件の減少や工事の遅延などを織り込み、減収 減益計画とした上で、業績の向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の事業別受注額につきましては、遊戯機械部門は中国をはじめとする海外での受注が大幅に落ち込んだため18,327百万円(前期比53.2%減)、舞台設備部門は公共ホールの新設案件は好調であったものの、大型の改修工事案件が減少したことから16,053百万円(同3.3%減)、昇降機部門は新設・改修ともに受注を伸ばし5,406百万円(同12.6%増)となり、当連結会計年度の受注額合計は39,787百万円(同34.3%減)となりました。

売上高につきましては、遊戯機械部門は大型案件の売上が減少し、中国・米国で主要な案件の受注・着工・建設などについて進捗に遅れがみられたことなどから、売上高は23,464百万円(前期比24.2%減)、舞台設備部門は大規模コンサートの減少や新規受注した大型機構案件の売上寄与が翌期にまたがることなどもあって、売上高は16,386百万円(同2.1%減)、昇降機部門の売上高は5,143百万円(同2.4%増)となり、全体の売上高は45,077百万円(同14.6%減)となりました。

利益につきましては、営業利益は2,871百万円(同33.5%減)、経常利益は2,889百万円(同32.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,420百万円(同48.3%減)と大幅な減収減益となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益については期初の計画を上回ることができました。

#### (2) 設備投資および資金調達の状況

① 設備投資の状況

設備投資の状況につきましては、生産性の向上および受注拡大を目指し1,171百万円実施致しました。その主なものは次のとおりであります。

子会社新社屋および設備等

303百万円 101百万円

演出装置 工場生産設備

01日ガ円 11百万円

② 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、Vekoma社買収の借入金の返済を中心に期末借入金残高は前期に比べ1,099百万円減少し、17,209百万円となりました。

#### (3) 財産および損益の状況の推移

区分	第67期 (注)2 2016. 4.1 から 2017. 3.31まで	第68期 (注)2 2017. 4.1 から 2018. 3.31まで	第69期 2018. 4. 1 から 2019. 3.31まで	第70期 (当連結会計年度) 2019. 4.1 から 2020. 3.31まで
受 注 高 (注)1(百万円)	28, 645	32, 581	60, 601	39, 787
売 上 高(百万円)	29, 122	27, 277	52, 794	45, 077
親会社株主に帰属 する当期純利益	2, 235	1, 398	2, 746	1, 420
1株当たり当期純利益	121円46銭	75円98銭	148円87銭	76円95銭
総 資 産(百万円)	40, 303	66, 489	69, 188	64, 979
純 資 産(百万円)	27, 505	28, 592	30, 481	30, 116
1 株当たり純資産	1,490円97銭	1,547円50銭	1,645円77銭	1,619円85銭

- (注)1 受注高はレジャー・サービス業および不動産賃貸営業を除いております。
  - 2 会計方針の変更等に伴う遡及適用影響額を、第67期および第68期の数値に反映して表示しております。

#### (4) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名		金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンエース	10 百	万円	100 %	遊戲施設営業
株式会社サンセイメンテナンス	20		100	エレベーター等 据付・保守改修業(注)1
サンセイメンテナンス株式会社	10		100	エレベーター等 据付・保守改修業(注)1
サンセイファシリティーズ株式会社	10		100	ビル管理請負業 発送業務請負業
株式会社テルミック	13	注)2	100	コンサートおよびテレビ局等での電 飾・機械装置の製作・設置・操作
Sansei Technologies Inc.		万 ドル 注)2	100	米国国内における持株会社
S&S Worldwide, Inc.	4 米	万 ドル 注)2	間接100	遊戯機械の設計・製造・施工・ 販売業
Vekoma Rides B.V.	3.5 五	万 一口	100	遊戯機械の設計・製造・施工・ 販売業

- (注) 1 株式会社サンセイメンテナンスは西日本地区を、サンセイメンテナンス株式会社は東日本地区をそれぞれ管轄しております。
- (注)2 資本金に資本剰余金を含めて記載しております。
  - ② 事業年度末における特定完全子会社の状況 該当する事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社のお取引先は、テーマパークや遊園地の休業、コンサートや演劇をはじめとする芸術・エンターテインメント活動の休止・延期など大きな影響を受け、当社事業も厳しい環境に置かれています。

一方、国内の公共ホールや大型劇場、内外の大型パークなどからは中長期的な投資計画に基づく工期の長い発注を多数いただいております。当社としましては、そうした受注案件を着実に進め、お取引先とともに困難な状況を乗り越えていくために、一層の生産性向上やコスト削減、事業運営の変革に取り組み、事態収束後のグローバルな市場回復に備えてまいります。

- 1) 事業の進め方・働き方の変革推進
- ①事業プロセスの効率化、デジタル化の推進

当社の事業プロセスにおいて、設計・検査・保守関連業務の効率化は最も重要な課題です。事業環境の厳しい時期ではありますが、事業効率改善のためのデジタル化やシステム化投資には手を緩めず、成果を出していきます。

②多様な働き方の実践

当社も新型コロナウイルス感染対策を機にテレワークやスライド勤務などを 開始しました。感染対策としての一時的な取組ではなく、恒常的に、より働き やすく生産性向上にも資する多様な働き方の実践に取り組みます。

2) 製品開発やグローバルな事業推進とリスク管理体制の構築

遊戯機械事業においてはS&S社ならびにVekoma社と協働し、製品開発やグローバルなマーケティングを行うことは勿論、新型コロナウイルスへの対応なども含めた顧客情報・地域動向・経済情勢などの情報収集・共有について、母社を中心に実効性のある推進・管理体制を構築します。

- 3)ニューテクノロジー&ビジネスへの具体的な取り組み
- ①芸術・エンターテインメント関連業界の変化への対応

芸術・エンターテインメント関連業界においては、新型コロナ禍の影響がデジタル化や5G活用の展開を一段と加速しています。音楽や演劇などの表現・発信方法や施設形態などが大きく変化しようとする中、顧客ニーズを探り、他企業との事業連携なども視野に入れ、新たなビジネスエリアの展開を図っていきます。

### ②「人を運び、物を動かす」技術の多面的な展開

2025年開催予定の大阪・関西万博をターゲットとして、インフラや移動手段などに係る斬新でユニークな企画が次々と提案されています。当社の「人を運び、物を動かす」技術が様々な分野で活用されるチャンスと捉え、従来の舞台設備・遊戯機械・昇降機の3事業の枠を超えた分野への提案を積極的に行い、多面的な事業展開に努めていきます。

#### 4) 事業推進体制・人材配置などの見直し

事業の進め方・働き方の変革は、従来の組織や職制・人材配置の見直しと不可分です。また、グローバル化の推進や新たな技術・ビジネスへの展開には、社内教育の改革や多様な人材の確保などが必要です。職務と権限の在り方なども含め事業推進体制の見直しに取り組みます。

#### 5) コーポレート・ガバナンス体制の充実

コーポレート・ガバナンス体制の充実については、本年6月に指名委員会・報酬委員会の新設を行うほか、引き続き体制の充実に努めます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

#### (6) 主要な事業内容

事業内容	主 要 製 品
舞台設備関連事業	舞台機構、吊物装置、音響装置、照明装置等の製造販売。 コンサート・テレビ局・舞台・イベント等での電飾、機械装置の製作、 設置および操作。
遊戲機械事業	各種コースター、スカイタワー、ワンダーホイール、急流すべり、ジャングルマウス、スプラッシュフォール等の製造販売。
昇 降 機 事 業	エレベーター等の装置および特殊機構の製造販売。
保守改修部門	上記各製品の保守および改修。
不動産賃貸営業	不動産および駐車場の賃貸営業。
レジャー・サービス業	国内における遊園地において、遊戯施設の運営管理。

### (7) 主要な営業所および工場

	事業所名	所在地	
No. 4.1	大阪本社	大阪府大阪市	
当社	神戸事業所	兵庫県神戸市	
	東京支店他5営業所	東京都新宿区他	
株式会社サンセイメン	テナンス	大阪府大阪市	
サンセイメンテナンス	株式会社	東京都新宿区	
株式会社サンエース		大阪府大阪市	
サンセイファシリティ	ーズ株式会社	大阪府大阪市	
株式会社テルミック		東京都台東区	
Sansei Technologies	Inc.	米国 カリフォルニア州	
S&S Worldwide, Inc.		米国 ユタ州	
Vekoma Rides B.V.		オランダ リンブルフ州	

### (8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用。	人数	前期末増減	平均年令	平均勤続年数
1,	196名	+62名	39.7才	11.4年

### ② 当社使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年令	平均勤続年数
299名	+22名	40.6才	14.7年

### 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数

39,000,000株

② 発行済株式の総数

19,332,057株

③ 当 期 末 株 主 数

4,453名

④ 大株主

数(千株)	持株比率(%)
1,602	8. 68
1, 522	8. 25
828	4. 49
805	4. 36
805	4. 36
801	4. 34
693	3. 75
692	3. 75
652	3. 53
584	3. 16
	1, 602 1, 522 828 805 805 801 693 692 652

<sup>(</sup>注) 当社は、自己株式865,608株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### (2) 新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行 決議日	保有 人数	新株 予約権 の数	目的となる 株式の 種類と数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使 期間
第1回 新株予約権	2015年 7月9日	取締役 (注1) 3名	172個 (注2)	普通株式 17,200株	1個当たり 60,600円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2015年 8月8日~ 2045年 8月7日
第2回 新株予約権	2016年 7月14日	取締役 (注1) 5名	285個 (注2)	普通株式 28,500株	1個当たり 54,700円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2016年 8月13日~ 2046年 8月12日
第3回 新株予約権	2017年 7月13日	取締役 (注1) 6名	278個 (注2)	普通株式 27,800株	1個当たり 75,200円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2017年 8月12日~ 2047年 8月11日
第4回新株予約権	2018年 7月12日	取締役 (注1) 6名	195個 (注 2)	普通株式 19,500株	1個当たり 131,800円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2018年 8月11日~ 2048年 8月10日
第5回新株予約権	2019年 7月11日	取締役 (注1) 6名	300個 (注2)	普通株式 30,000株	1個当たり 82,200円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2019年 8月10日~ 2049年 8月9日

- (注) 1. 社外取締役および監査役には、新株予約権を付与しておりません。
  - 2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
  - 3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
    - ・新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
    - ・新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名のみに帰属した場合に限り、その相続人は、新株予約権を行使することができます。
    - ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」 の定めるところによります。

#### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

新杉	未予約権の名称	第5回新株予約権
使用人等へ の交付状況	当社執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	新株予約権の数:181個 目的となる株式数:18,100株 交付者数:14名

(注) 第5回新株予約権の概要は、「①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

#### (3) 会社役員の状況 (2020年3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	D T D T D =	
地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中川 実	
代表取締役社長執行役員	良知 昇	
代表取締役副社長執行役員	大志万 公博	
取締役専務執行役員	江部 一昭	CTO兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室担当役員
取締役執行役員	宮﨑 和也	生産本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員
取締役執行役員	野口 幸男	舞台機構事業本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員
取締役	アイアトン・ウィリアム	アイアトン・エンタテインメント㈱ 代表取締役社長
取締役	大野 忠士	筑波大学ビジネスサイエンス系 教授
取締役	安藤 よし子	キリンホールディングス㈱ 社外監査役
監査役 (常勤)	皆木 啓幸	
監査役	池口 毅	弁護士
監査役	安川 喜久夫	㈱ゲノム創薬研究所 代表取締役社長
監査役	垣内 明彦	

- (注) 1. 取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏は会社法第2条第15号 に定める社外取締役であります。
  - 2. 取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏が兼職している他の法 人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
  - 3. 監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査 役であります。
  - 4. 監査役安川喜久夫氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係 はありません。
  - 5. 社外取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏は株式会社東京証 券取引所の定めに基づく独立役員であります。
  - 6. 社外監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに 基づく独立役員であります。
  - 監査役皆木啓幸氏は、当社の管理本部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 8. 当該事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。 2019年6月27日開催の第69期定時株主総会において、安藤よし子氏が取締役に新たに選任 され就任致しました。

#### ② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	9名	250, 466千円
(うち、社外取締役)	( 3名)	(32, 496千円)
監 査 役	4名	32, 040千円
(うち、社外監査役)	( 3名)	(14, 940千円)
計	13名	282, 506千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第69期定時株主総会において年額270百万円 以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内。なお使用人分給与は含まない。)と決議いた だいております。また、当該報酬額とは別枠で、2014年6月27日開催の第64期定時株主総 会においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額30百 万円以内と決議いただいております。
  - 3. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役24百万円)を含んでおります。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第67期定時株主総会において年額50百万円 以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する状況

当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	アイアトン・ウィリアム	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席し、企業経営 に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。
取締役	大野忠士	当事業年度開催の取締役会12回中11回に出席し、大学教授 としての高い見識を活かし意見を述べています。
取締役	安藤よし子	就任後開催の取締役会9回中9回に出席し、雇用・労働の 幅広い分野での豊富な見識を活かし意見を述べています。
監査役	池口 毅	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査役会13回中 13回に出席し、弁護士としての専門的知見を活かし意見を 述べています。
監査役	安 川 喜久夫	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査役会13回中 13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見 を述べています。
監査役	垣内明彦	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査役会13回中 13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見 を述べています。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3氏および社外監査役3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

#### (6) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監查法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬等の額	32,000千円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	6,996千円
①及び②の合計額	38,996千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を 踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状 況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計 監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
  - 3. ②の報酬等は、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務等に対する対価であります。
  - ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、当該会計監査人を解任致します。

また、監査役会は、監査役会の定める会計監査人選定・評価基準に従って、会計監査人の解任または不再任を妥当または相当と認めるときは、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

#### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を一部改定する決議を致しました。

改定後の当該方針の内容は次のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、法令および当社で定める文書を含む情報の作成・保存・管理に関する規程に基づき厳正に管理します。
- ②管理本部は、会社の重要な情報の適時開示を所管し、情報を迅速かつ網羅的に 収集する体制を整備します。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①全社的なリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が行います。
- ②各部門長は、リスク管理基本規程に基づき、リスクを管理します。
- ③当社製品の安全性確保・品質向上については、品質改善会議において、定期的 に見直し推進管理を行います。
- ④緊急事態に備え「緊急事態・重大リスク発生時の対応体制」を制定し、緊急時 の社員の役割を明確化します。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を、毎月1回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令・定款・取締役会規則に従い、重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を行います。
- ②役員人事、組織、事業計画等全社的な重要事項については、取締役専務執行役員以上の取締役および社長が指名する者で構成する経営会議において協議した上で、取締役会に上程します。監査役は、経営会議に出席し意見を述べることができるものとします。
- ③各部門長が出席する部長会を必要に応じて開催し、意見を集約した上、業務を 執行します。
- ④管理職等が出席する全国正副ライン長会議を開催し、期初に業務方針を検討し 徹底します。

# (4) 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための 体制

- ①当社の全役員・社員は、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守するために「三精テクノロジーズ株式会社倫理規程」を制定し、周知徹底します。
- ②法務監査室は、全社的なコンプライアンスの整備および実施の状況を内部監査します。
- ③内部通報制度を設けて、コンプライアンスに反する行為を早期に発見、是正します。
- ④社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の点検および整備を行います。

### (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

- 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る報告に関する体制 当社は、各子会社に取締役を派遣し、各子会社の取締役会にて経営の報告を受けます。
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①当社は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を担当する機関として コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマ ネジメント推進に関わる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを 網羅的・統括的に管理します。
  - ②当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させます。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該事業年度ごとのグループ全体の 重点経営目標および予算配分を定めます。
  - ②当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定 その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。
- 4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制
  - ①当社は、グループ倫理規程を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
  - ②当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査 役を配置するとともに、当社の法務監査室は、内部監査規程、関係会社管理規 程に基づき、子会社に対する内部監査を実施します。
  - ③当社は、当社グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備します。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項、当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の 監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査役からの要請があれば、その職務を補助する使用人を配置することとし、 その人事は取締役と監査役が協議して決定します。
  - ②監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
  - ①監査役は、取締役会、経営会議、本部長会その他重要な会議に出席し、取締役から重要事項の報告を受けます。
  - ②取締役および使用人は、
    - (a) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
    - (b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。
- 2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、職務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ①当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
  - ②当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行います。
- (8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、 当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨 を当社グループの役職員に周知徹底します。
  - ②当社グループの内部通報制度において当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

### (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他

#### の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務は当社がその全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議します。

#### (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的に協議し、会社 が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について 意見の交換や必要な要請を行います。
- ②当社の監査役は、会計監査人、当社法務監査室等と定期的に協議し、当社グループにおける会計監査、内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の現状について意見交換をします。

#### (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・ 運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に 評価し、必要な体制の是正を行います。

#### (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除します。そのため、対応統括部署を設置し、所轄警察署や顧問弁護士等との連携体制を整備します。

### Ⅱ.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務の執行に係る体制の運用状況

当社は、当期において定時の取締役会を12回開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について議論および決議をしました。また必要に応じて社内諸規程を見直しました。

社外取締役は、取締役会において豊富な経験と知識を踏まえた意見を述べるとともに、監査役は、公正かつ客観的な立場から活発に意見を述べており、取締役の職務の適正性および効率性を高めています。

#### (2) リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループにおける事業遂行上のリスクを洗い出し、リスクの度合いや対応策、リスク管理の状況や改善策を審議・検討しました。また、品質改善会議を年2回開催し、製品の安全性確保および品質向上について審議し、品質マネジメントシステムに則りPDCAを推進しました。

#### (3) コンプライアンス

当社は、社内および社外に内部通報窓口を設置し役職員からの通報、相談等を随時受け付ける運用を整備しています。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス体制全般に関わる課題や対応策を審議・検討しました。

#### (4) 監査体制

当社の監査役は、年間監査計画に基づき、当社およびグループ各社の監査役監査の実施のほか、取締役会その他重要な会議に出席し業務執行の状況をモニタリングするとともに、必要な情報収集を行いました。また、会計監査人と年5回会計監査や内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行いました。当社の法務監査室は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

#### (5) 財務報告に係る内部統制システム

当社の法務監査室は、財務報告の信頼性確保のために、会計監査人と連携を取りながら、当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし有効性評価を行いました。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営環境の変化や金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が 浸透したことに鑑み、2016年6月29日開催の第66期定時株主総会終結時に有効期間 が満了した「大規模買付行為への対応方針」を継続しないこととしました。もっと も、今後大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社は、企業価値お よび株主共同の利益を確保する観点から、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適 切に判断するための情報の収集や開示に努めるとともに、関係法令および当社定款 の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36, 329, 860	流動負債	18, 372, 398
現金及び預金	10, 568, 802	支払手形及び買掛金	2, 929, 550
受取手形及び売掛金	20, 721, 996	短 期 借 入 金	1, 440, 451
電子記録債権	315, 129	一年内返済予定の長期借入金	2, 294, 470
有 価 証 券	100, 580	未払法人税等	480, 347
仕 掛 品	675, 265	未 払 消 費 税 等	402, 986
原材料及び貯蔵品	2, 405, 385	前 受 金	6, 324, 759
そ の 他	1, 655, 752	賞 与 引 当 金	577, 614
貸倒引当金	△113, 052	役員賞与引当金	36, 750
固定資産	28, 649, 620	工事損失引当金	1, 446, 109
有 形 固 定 資 産	11, 103, 024	そ の 他	2, 439, 358
建物及び構築物	5, 322, 637	固 定 負 債	16, 490, 640
機械装置及び運搬具	848, 543	長 期 借 入 金	13, 474, 703
土 地	4, 332, 688	繰 延 税 金 負 債	741, 066
建設仮勘定	109, 125	退職給付に係る負債	2, 199, 631
その他	490, 029	そ の 他	75, 238
無形固定資産	11, 470, 784	負 債 合 計	34, 863, 039
0 h h	8, 941, 646	(純資産の部)	
そ の 他	2, 529, 137	株主資本	29, 382, 678
投資その他の資産	6, 075, 811	資 本 金	3, 251, 279
投資有価証券	4, 529, 244	資本剰余金	2, 432, 895
長期貸付金	42, 286	利益剰余金	24, 134, 456
繰延税金資産	607, 647	自己株式	△435, 953
その他	897, 883	その他の包括利益累計額	530, 224
貸倒引当金	$\triangle 1,251$	その他有価証券評価差額金	1, 129, 444
		繰延ヘッジ損益	△1, 130
		為替換算調整勘定	$\triangle 579, 437$
		退職給付に係る調整累計額	$\triangle$ 18, 652
		新株 予約 権	142, 939
		非支配株主持分	60, 600
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	04.070.151	純 資 産 合 計	30, 116, 442
(到#A類はまのままま)	64, 979, 481	負債及び純資産合計	64, 979, 481

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		45, 077, 568
売 上 原 価		32, 997, 685
売 上 総 利 益		12, 079, 882
販売費及び一般管理費		9, 207, 969
営 業 利 益		2, 871, 913
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5, 654	
受 取 配 当 金	120, 534	
保 険 配 当 金	118, 859	
受 取 賃 貸 料	37, 296	
そ の 他	15, 012	297, 357
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	243, 018	
持分法による投資損失	9, 381	
為	19, 494	
そ の 他	7, 778	279, 672
経 常 利 益		2, 889, 598
特 別 利 益		
固定資産売却益	3, 538	
投資有価証券売却益	900	4, 438
特 別 損 失		
固定資産廃棄損	21, 896	
投資有価証券評価損	94, 470	
減 損 損 失	175, 322	291, 690
税金等調整前当期純利益		2, 602, 347
法人税、住民税及び事業税	1, 364, 910	
法人税等調整額	△243, 690	1, 121, 219
当期純利益		1, 481, 127
非支配株主に帰属する当期純利益		60, 600
親会社株主に帰属する当期純利益		1, 420, 527

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

					( 1 1 - 1 1 1 1 7 )
		株	主 資	本	·
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3, 251, 279	2, 429, 502	23, 359, 730	△443, 285	28, 597, 227
会計方針の変更による累積的影響額			149		149
会計方針の変更を反映した当期首残高	3, 251, 279	2, 429, 502	23, 359, 880	△443, 285	28, 597, 376
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△645, 951		△645, 951
親会社株主に帰属 する当期純利益			1, 420, 527		1, 420, 527
自己株式の取得				△77	△77
自己株式の処分		3, 393		7, 408	10, 802
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	3, 393	774, 576	7, 331	785, 301
当 期 末 残 高	3, 251, 279	2, 432, 895	24, 134, 456	△435, 953	29, 382, 678
	7 0 14 0	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	* H 31 #3	z	

	その作	也のイ	包 括 利	」 益 界	引 新 額			
	有価証券	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算調整勘定	通輸給付に係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計		非 支 配 株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	1, 394, 967	8, 793	362, 070	4, 390	1, 770, 222	114, 189	_	30, 481, 639
会計方針の変更による累積的影響額								149
会計方針の変更を反映した当期首残高	1, 394, 967	8, 793	362, 070	4, 390	1, 770, 222	114, 189	-	30, 481, 788
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△645, 951
親会社株主に帰属 する当期純利益								1, 420, 527
自己株式の取得								△77
自己株式の処分								10, 802
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△265, 523	△9, 924	△941, 507	△23, 043	△1, 239, 998	28, 750	60, 600	△1, 150, 648
当期変動額合計	△265, 523	△9, 924	△941, 507	△23, 043	△1, 239, 998	28, 750	60, 600	△365, 346
当 期 末 残 高	1, 129, 444	△1, 130	△579, 437	△18, 652	530, 224	142, 939	60, 600	30, 116, 442

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

	A 65		(単位:十円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	10.050.770	(負債の部)	40.000.450
流動資産	12, 059, 773	流動負債	10, 292, 456
現金及び預金	3, 218, 247	支 払 手 形	106, 669
受 取 手 形	124, 366	買 掛 金	2, 984, 698
電子記録債権	100, 546	関係会社短期借入金	3, 500, 000
売 掛 金	7, 282, 112	一年内返済予定の長期借入金	2, 000, 000
仕 掛 品	362, 728	未 払 費 用	205, 624
原材料及び貯蔵品	447, 714	未払法人税等	119, 872
そ の 他	524, 057	前 受 金	619, 826
固 定 資 産	33, 876, 669	賞 与 引 当 金	193, 527
有 形 固 定 資 産	5, 004, 302	工事損失引当金	231, 870
建物	2, 240, 997	そ の 他	330, 367
構 築 物	8, 451	固定負債	13, 456, 917
機械及び装置	79, 702	長 期 借 入 金	12, 100, 000
車 両 運 搬 具	11, 535	退職給付引当金	1, 356, 867
工具、器具及び備品	187, 146	その他	50
土 地	2, 433, 792	負 債 合 計	23, 749, 374
建設仮勘定	42, 676	(純資産の部)	
無形固定資産	146, 407	株 主 資 本	20, 916, 352
ソフトウェア	126, 268	資 本 金	3, 251, 279
電話加入権	9, 679	資 本 剰 余 金	3, 028, 011
そ の 他	10, 459	資本準備金	2, 989, 057
投資その他の資産	28, 725, 960	その他資本剰余金	38, 954
投資有価証券	4, 526, 486	利 益 剰 余 金	14, 692, 907
関係会社株式	23, 622, 164	利 益 準 備 金	434, 000
差入保証金	163, 673	その他利益剰余金	14, 258, 907
事 業 保 険 金	234, 353	固定資産圧縮積立金	278, 850
繰 延 税 金 資 産	39, 311	別 途 積 立 金	9, 320, 000
そ の 他	140, 758	繰越利益剰余金	4, 660, 056
貸倒引当金	△788	自 己 株 式	△55, 846
		評価・換算差額等	1, 127, 777
		その他有価証券評価差額金	1, 128, 907
		繰延ヘッジ損益	△1, 130
		新株予約権	142, 939
		純 資 産 合 計	22, 187, 069
資 産 合 計	45, 936, 443	負債及び純資産合計	45, 936, 443

# 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		19, 444, 035
売 上 原 価		16, 205, 048
売 上 総 利 益		3, 238, 987
販売費及び一般管理費		2, 510, 643
営 業 利 益		728, 344
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15, 219	
受 取 配 当 金	1, 269, 683	
保 険 配 当 金	104, 697	
そ の 他	39, 707	1, 429, 306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	139, 741	
有限責任事業組合運用損	9, 381	
そ の 他	18, 572	167, 696
経 常 利 益		1, 989, 954
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	900	900
特 別 損 失		
固定資産廃棄損	34	
投資有価証券評価損	94, 470	94, 504
税引前当期純利益		1, 896, 349
法人税、住民税及び事業税	348, 400	
法人税等調整額	△25, 385	323, 014
当期 純利益 (記載金額は千円未満を切捨てて表示して)		1, 573, 335

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

				(1)== 11117		
	株主資本					
	資本金		資本剰余金			
	貝平並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当 期 首 残 高	3, 251, 279	2, 989, 057	29, 092	3, 018, 149		
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			9, 861	9, 861		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	9, 861	9, 861		
当 期 末 残 高	3, 251, 279	2, 989, 057	38, 954	3, 028, 011		

		株主資本			
		利益剰余金			
			その他利益剰余金		利益剰余金
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当 期 首 残 高	434, 000	278, 850	9, 320, 000	3, 732, 673	13, 765, 524
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△645, 951 △			△645, 951
当期純利益				1, 573, 335	1, 573, 335
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	-	_	927, 383	927, 383
当 期 末 残 高	434, 000	278, 850	9, 320, 000	4, 660, 056	14, 692, 907

	株主資本	評价	西・換算差額	等	新株	純 資	産
		資本 その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	予約権	合	計
当 期 首 残 高	△56, 710 19, 9		8, 793	1, 402, 277	114, 189	21, 49	4, 709
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	△64	45, 951				△64	5, 951
当期純利益	1, 57	73, 335				1, 57	3, 335
自己株式の取得	△77	△77					$\triangle 77$
自己株式の処分	940	10, 802				1	0,802
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△264, 575	△9, 924	△274, 500	28, 750	△24	5, 749
当期変動額合計	863 93	38, 109 △264, 575	△9, 924	△274, 500	28, 750	69	2, 359
当期末残高	△55, 846 20, 9°		△1, 130	1, 127, 777	142, 939	22, 18	7, 069

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

三精テクノロジーズ株式会社 取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ⑩ 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 内 田

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三精テクノロジーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三精テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監 査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に 関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対 して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

三精テクノロジーズ株式会社 取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 即 指定有限責任社員 公認会計士 中 田 歌 @

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三精テクノロジーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に 不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、 監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにあ る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等 を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致 しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思 疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けま した。。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職 務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認 められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であ ると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

三精テクノロジーズ株式会社 監査役会

常勤監查役 皆 木 啓 幸 印

社外監査役 池口 毅 印

社外監査役 安川 喜久夫 @

社外監査役 垣 内 明 彦 印

以上

# 株主総会参考書類

#### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額 当社普通株式1株につき17円50銭と致したいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、323,162,858円となります。(これにより、 中間配当金17円50銭を加えた年間配当金は、1株につき35円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日2020年6月29日と致したいと存じます。

#### 第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役9名は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	なか がわ まこと 中 川 実 (1953年2月2日生)	2007年5月       当社顧問         2007年6月       当社取締役副社長執行役員生産本部長兼品質・安全管理部担当         2008年6月       当社代表取締役副社長         2008年8月       当社代表取締役副社長兼東京支店長当社代表取締役副社長         2009年12月       当社代表取締役副社長         2010年4月       当社代表取締役社長         2018年4月       当社代表取締役会長(現任)	39, 700株
2	られ 良知 (1959年5月7日生)	2016年5月     当社専務執行役員保守サービス本部長兼生産本部副本部長       2016年6月     当社取締役専務執行役員保守サービス本部長兼生産本部副本部長       2017年4月     当社代表取締役副社長兼企画室担当兼保守サービス本部長       2018年4月     当社代表取締役社長執行役員(現任)	5,300株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	おおしま きみ ひろ 大志万 公 博 (1955年2月21日生)	2008年6月       当社東京支店副支店長         2008年6月       当社取締役常務執行役員東京支店長         2008年6月       当社取締役常務執行役員東日本担当         2010年4月       当社取締役常務執行役員企画室長         2011年6月       当社代表取締役副社長兼企画室長         2012年6月       当社代表取締役副社長兼品質本部長兼保守サービス本部長         2014年4月       当社代表取締役副社長兼品質本部長         2016年4月       当社代表取締役副社長兼保守サービス本部長         2016年5月       当社代表取締役副社長執行役員(現任)	15, 700株
4	<sup>みや ざき かず や</sup> 宮 﨑 和 也 (1960年11月26日生)	1985年4月 当社入社 2006年12月 当社第一事業本部第二設計部長 2008年6月 当社第一事業本部第二設計部長 2013年4月 当社舞台機構事業本部設計部長 2015年7月 当社生産管理部長 2017年4月 当社執行役員生産管理部長 2018年4月 当社執行役員品質本部長 2018年6月 当社取締役執行役員品質本部長 2019年11月 当社取締役執行役員品質本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2020年3月 当社取締役執行役員生産本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員	2,500株
5	の 野 口 幸 男 (1964年8月27日生)	1983年4月 当社入社 2007年6月 当社第一事業本部工務部長 2014年4月 当社舞台機構事業本部営業部長 2016年4月 当社執行役員舞台機構事業本部営業部長 2017年4月 当社執行役員舞台機構事業本部副本部長 2018年4月 当社執行役員舞台機構事業本部副本部長 2018年6月 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長 2019年11月 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員(現任)	2,100株

候補者 番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
6	アイアトン・ ウィリアム (1955年12月6日生)	1976年6月 東宝東和㈱入社 1979年3月 MOVIE/TV MARKETING㈱入社 1988年7月 ワーナーブラザーズ映画㈱入社 日本代表 2006年6月 ワーナーエンターテイメントジャバン㈱ 代表取締役社長 2014年12月 同社相談役 2015年3月 同社相談役退任 2015年4月 アイアトン・エンタテインメント㈱設立 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 2015年4月 アイアトン・エンタテインメント㈱ 代表取締役社長	2,900株
7	大野忠士 (1955年2月13日生)	2008年8月     筑波大学大学院ビジネス科学研究科 (現筑波大学ビジネスサイエンス系) 教授       2012年6月     当社社外監査役       2015年6月     当社社外取締役(現任)       2020年4月     筑波大学名誉教授(現任)       [重要な兼職の状況]       2020年4月     筑波大学名誉教授	7,600株
8	がん どう 安 藤 よし子 (1959年3月17日生)	1982年4月 労働省入省 2013年7月 厚生労働省労働基準局労災補償部長 2014年7月 同省雇用均等・児童家庭局長 2015年10月 同省政策統括官(労働担当) 2016年6月 同省政策統括官(統計・情報政策担当) 2017年7月 同省人材開発統括官 2018年7月 同省退官 2019年3月 キリンホールディングス(株) 社外監査役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 2019年3月 キリンホールディングス(株) 社外監査役	700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏は社外取締役候補者であります。なお、アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
  - 3. 当社は、アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏との間で会社法第423 条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないと きは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており ます。各氏の再任をご承認いただいた場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続 する予定であります。

#### 4. 選任理由

- (1) アイアトン・ウィリアム氏は、企業経営者としてのグローバルで豊かな経験と高い見識を 有しており、これらに基づく経営の監督を期待し、社外取締役として選任をお願いするも のであります
- (2) 大野忠士氏は、国際ビジネス分野での豊富な経験とビジネス科学研究専門家として多様な 知見を有しており、これらに基づく経営の監督を期待し、社外取締役として選任をお願い するものであります。
- (3) 安藤よし子氏は、長年にわたって国家公務員として労働行政における政策立案等に従事し、女性活躍推進をはじめとする雇用・労働の幅広い分野での豊富な経験と知見を有しており、これらに基づく経営の監督を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、以上の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 5. アイアトン・ウィリアム氏および大野忠士氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。安藤よし子氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
- 6. 安藤よし子氏は、2020年6月19日開催のJFEホールディングス株式会社の第18回定時株 主総会で同社社外取締役に就任予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 皆木啓幸氏が辞任することとなりましたので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
※ ぱゃし ひさ かず 人 人 員	1992年 4 月 当社入社 2010年 7 月 当社管理本部財務経理部長 2017年 4 月 当社経営管理部長 2019年 4 月 当社執行役員経営管理部長 2020年 3 月 当社執行役員(現任)	4,500株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
  - 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

⟨MEMO⟩	

⟨MEMO⟩	

# 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号メルパルク大阪5階「カナーレ」 電話(06)6350-2111 地下鉄御堂筋線 新大阪駅徒歩5分

